運営規程

居宅介護支援事業所すこやか

「居宅介護支援事業所すこやか」運営規程

（事業の目的）

第１条　この規程は、有限会社やすらぎが開設する居宅介護支援事業所すこやか（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者等に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　指定居宅介護支援事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。

２　指定居宅介護支援事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

３　事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。

４　事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者及び介護保険施設等との密接な連携に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一　名称　居宅介護支援事業所すこやか

二　所在地　沖縄県宮古島市伊良部字長浜 1320-1

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

一　管理者　１人（常勤職員）

管理者は、事業所の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用申込みに係る調整及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行う。

二　介護支援専門員　１人以上

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一　営業日　月曜日から金曜日までとする。（土・日曜日の業務がある場合は営業とする。）

祝日は通常営業とする。

ただし、１２月３１日から１月２日までを除く。

二　営業時間　午前８時から午後５時までとする。

三　連絡体制　電話等により、２４時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定居宅介護支援の提供方法）

第６条　指定居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

一　利用者の相談を受ける場所　居宅介護支援事業所相談室

二　使用する課題分析票の種類　適当な課題分析表を使用

三　サービス担当者会議の開催場所　事業所内その他必要と認められる場所

四　介護支援専門員の居宅訪問頻度　月１回以上

五　モニタリングの結果記録　月１回以上

（指定居宅介護支援の内容）

第７条　指定居宅介護支援の内容は、次のとおりとする。

一　居宅サービス計画の作成

二　指定居宅サービス事業者等との連絡調整

三　介護保険施設への紹介

四　利用者に対する相談援助業務

五　その他利用者に対する便宜の提供

（利用料その他費用の額）

第８条　指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。

２　次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から実費を徴収する。

３　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第９条　通常の事業の実施地域は、宮古島市とする。ただし、大神島を除く。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第１０条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

一　虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催等

二　虐待の防止のための指針の整備

三　虐待の防止のための従業者に対する研修の実施

四　虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

２　事業所は、指定居宅介護支援等の提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報するものとする。

（事故発生時の対応）

第１１条　事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

２　事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった措置について記録を行うものとする。

３　事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理・相談体制）

第１２条　事業者は、指定居宅介護支援の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

２　事業者は、提供した指定居宅介護に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３　事業者は、提供した指定居宅介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（その他運営についての重要事項）

第１３条　事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一　採用時研修　採用後３ヶ月以内

二　継続研修　年１回以上

２　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

４　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、有限会社やすらぎと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（ハラスメントの防止）

第１４条　事業者は、適切なサービスの提供を確保し、従業者が安心して就業できる環境を整備するため、職場におけるセクシュアルハラスメント、パワーハラスメントその他のハラスメントの防止に必要な措置を講ずるものとする。

２　事業者は、利用者、家族その他の関係者からの言動のうち、その要求内容の妥当性に照らして、その手段又は態様が社会通念上許容される範囲を超え、従業者の就業環境を害するもの（以下「カスタマーハラスメント」という。）の防止及び適切な対応のため、必要な体制を整備する。

３　事業者は、ハラスメント防止に関する方針を明確にし、従業者への周知・啓発及び必要な研修を行うとともに、相談に対応するための窓口を設置する。

４　ハラスメントが発生した場合は、速やかに事実関係を確認し、被害を受けた従業者への配慮、行為者への適切な対応及び再発防止に必要な措置を講ずるものとする。また、相談者その他関係者のプライバシーを保護し、相談又は事実確認への協力等を理由として不利益な取扱いを行わない。

５　利用者又は家族等によるカスタマーハラスメントが確認された場合は、利用者の心身の状態、認知症、疾病、障害その他の特性及び背景事情に十分配慮した上で、複数の従業者による対応、対応方法の変更、関係機関との連携その他従業者の安全確保及び適切なサービス提供の継続に必要な措置を講ずるものとする。

６　暴力、脅迫その他従業者の身体又は生命に危険が及ぶおそれがある場合は、従業者の安全を最優先とし、必要に応じて行政、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、医療機関、警察その他の関係機関と連携して対応するものとする。

附　則

この規程は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。

平成 26 年 4 月 1 日変更

平成 27 年 2 月 1 日変更

平成 27 年 11 月 15 日変更

平成 28 年 5 月 1 日変更

平成 29 年 2 月 1 日変更

平成 30 年 5 月 1 日変更

平成 30 年 7 月 1 日変更

平成 30 年 11 月 19 日変更

令和 2 年 1 月 1 日変更

令和 2 年 3 月 1 日変更

令和 2 年 6 月 1 日変更

令和 2 年 10 月 1 日変更

令和 4 年 6 月 1 日変更

令和５年１月31日変更
令和５年３月１日変更
令和５年７月１３日変更
令和５年９月４日変更
令和６年４月１日変更
令和６年６月21日変更
令和７年11月19日変更
令和８年４月１日変更
令和８年10月１日変更